

試料名 : _____
 発行年月日 : _____
 採取年月日 : _____

排出事業者名: _____
 分析機関名 : _____

No.	項 目	判定基準		燃え殻			
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg)	溶出試験	計量値	成分試験	計量値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	●		—	
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	—	●		△	
3	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	—	●		△	
4	鉛又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
5	有機りん化合物	1 以下	—	○		—	
6	六価クロム化合物	1.5 以下	—	●		—	
7	ひ素又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
8	シアン化合物	1 以下	—	○		△	
9	PCB	0.003 以下	—	○		—	
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
12	ジクロロメタン	0.2 以下	—	—		—	
13	四塩化炭素	0.02 以下	—	—		—	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	—	—		—	
15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	—	—		—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	—	—		—	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	—	—		—	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	—	—		—	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	—	—		—	
20	チラウム	0.06 以下	—	—		—	
21	シマジン	0.03 以下	—	—		—	
22	チオベンカルブ	0.2 以下	—	—		—	
23	ベンゼン	0.1 以下	—	—		—	
24	セレン又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
25	1,4ジオキサン	0.5 以下	—	●		△	
26	ダイオキシン類	—	3 ng-TEQ/g 以下	—		●	
27	フェノール類	5 以下	—	△		—	
28	銅及びその化合物	3 以下	—	△		△	
29	亜鉛及びその化合物	2 以下	—	△		△	
30	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	—	△		△	
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	—	△		△	
32	クロム及びその化合物	2 以下	—	△		△	
33	ほう素及びその化合物	230 以下	—	△		△	
34	フッ素及びその化合物	15 以下	—	△		△	
35	含水率 (判定基準は、参考)	—	85 % 以下	—		○	
36	熱灼減量	—	15 % 以下	—		●	
37	水素イオン濃度 (水素指数pH)	—	—	●		—	
38	CODsed (化学的酸素要求量)	—	—	△		△	
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	—	1 % 以下	—		○	
40	燐含有量	別に定める	—	△		△	
41	窒素含有量	別に定める	—	△		△	

1) 表中の●は必須項目、○は省略可能項目

省略可能項目は、発生工程等から含まれるおそれのない項目は省略することができる。

2) 表中の△の項目は、発生工程、使用原材料等から追加の分析項目として指定することがある。

3) 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法とする。

分析項目・結果一覧表

(新南陽処分場 受入基準に係る分析及び管理上参考とする分析)

汚 泥

試料名 : _____
 発行年月日 : _____
 採取年月日 : _____

排出事業者名: _____
 分析機関名 : _____

No.	項 目	判定基準		汚泥			
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg)	溶出試験	計量値	成分試験	計量値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	●		—	
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	—	●		△	
3	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	—	●		△	
4	鉛又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
5	有機りん化合物	1 以下	—	●		—	
6	六価クロム化合物	1.5 以下	—	●		—	
7	ひ素又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
8	シアン化合物	1 以下	—	●		△	
9	PCB	0.003 以下	—	●		—	
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
12	ジクロロメタン	0.2 以下	—	○		—	
13	四塩化炭素	0.02 以下	—	○		—	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	—	○		—	
15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	—	○		—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	—	○		—	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	—	○		—	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	—	○		—	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	—	○		—	
20	チラウム	0.06 以下	—	○		—	
21	シマジン	0.03 以下	—	○		—	
22	チオベンカルブ	0.2 以下	—	○		—	
23	ベンゼン	0.1 以下	—	○		—	
24	セレン又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
25	1,4ジオキサン	0.5 以下	—	●		△	
26	ダイオキシン類	—	3 ng-TEQ/g 以下	—		○	
27	フェノール類	5 以下	—	△		—	
28	銅及びその化合物	3 以下	—	△		△	
29	亜鉛及びその化合物	2 以下	—	△		△	
30	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	—	△		△	
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	—	△		△	
32	クロム及びその化合物	2 以下	—	△		△	
33	ほう素及びその化合物	230 以下	—	△		△	
34	フッ素及びその化合物	15 以下	—	△		△	
35	含水率 (判定基準は、参考)	—	85 % 以下	—		●	
36	熱灼減量	—	15 % 以下	—		○	
37	水素イオン濃度 (水素指数pH)	—	—	●		—	
38	CODsed (化学的酸素要求量)	—	—	△		△	
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	—	1 % 以下	—		●	
40	磷含有量	別に定める	—	△		△	
41	窒素含有量	別に定める	—	△		△	

- 表中(溶出試験)の●は必須項目、○は省略可能項目
 省略可能項目は、発生工程等から含まれるおそれのない項目は省略することができる。
- 表中の△の項目は、発生工程、使用原材料等から追加の分析項目として指定することがある。
- 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法とする。

分析項目・結果一覧表

(新南陽処分場 受入基準に係る分析及び管理上参考とする分析)



試料名 : _____
 発行年月日 : _____
 採取年月日 : _____

排出事業者名 : _____
 分析機関名 : _____

No.	項目	判定基準		鉍さい			
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg)	溶出試験	計量値	成分試験	計量値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	●		—	
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	—	●		△	
3	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	—	●		△	
4	鉛又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
5	有機りん化合物	1 以下	—	○		—	
6	六価クロム化合物	1.5 以下	—	●		—	
7	ひ素又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
8	シアン化合物	1 以下	—	○		△	
9	PCB	0.003 以下	—	○		—	
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
12	ジクロロメタン	0.2 以下	—	—		—	
13	四塩化炭素	0.02 以下	—	—		—	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	—	—		—	
15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	—	—		—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	—	—		—	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	—	—		—	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	—	—		—	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	—	—		—	
20	チラウム	0.06 以下	—	—		—	
21	シマジン	0.03 以下	—	—		—	
22	チオベンカルブ	0.2 以下	—	—		—	
23	ベンゼン	0.1 以下	—	—		—	
24	セレン又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
25	1,4ジオキサン	0.5 以下	—	—		—	
26	ダイオキシン類	—	3 ng-TEQ/g 以下	—		○	
27	フェノール類	5 以下	—	△		—	
28	銅及びその化合物	3 以下	—	△		△	
29	亜鉛及びその化合物	2 以下	—	△		△	
30	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	—	△		△	
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	—	△		△	
32	クロム及びその化合物	2 以下	—	△		△	
33	ほう素及びその化合物	230 以下	—	△		△	
34	フッ素及びその化合物	15 以下	—	△		△	
35	含水率 (判定基準は、参考)	—	85 % 以下	—		○	
36	熱灼減量	—	15 % 以下	—		○	
37	水素イオン濃度 (水素指数pH)	—	—	●		—	
38	CODsed (化学的酸素要求量)	—	—	△		△	
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	—	1 % 以下	—		○	
40	燐含有量	別に定める	—	△		△	
41	窒素含有量	別に定める	—	△		△	

- 1) 表中(溶出試験)の●は必須項目、○は省略可能項目
 省略可能項目は、発生工程等から含まれるおそれのない項目は省略することができる。
- 2) 表中の△の項目は、発生工程、使用原材料等から追加の分析項目として指定することがある。
- 3) 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法とする。

分析項目・結果一覧表

(新南陽処分場 受入基準に係る分析及び管理上参考とする分析)



試料名 : _____
 発行年月日 : _____
 採取年月日 : _____

排出事業者名 : _____
 分析機関名 : _____

No.	項目	判定基準		ばいじん			
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg)	溶出試験	計量値	成分試験	計量値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	●		—	
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	—	●		△	
3	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	—	●		△	
4	鉛又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
5	有機りん化合物	1 以下	—	○		—	
6	六価クロム化合物	1.5 以下	—	●		—	
7	ひ素又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
8	シアン化合物	1 以下	—	○		△	
9	PCB	0.003 以下	—	○		—	
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	—	○		—	
12	ジクロロメタン	0.2 以下	—	—		—	
13	四塩化炭素	0.02 以下	—	—		—	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	—	—		—	
15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	—	—		—	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	—	—		—	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	—	—		—	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	—	—		—	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	—	—		—	
20	チラウム	0.06 以下	—	—		—	
21	シマジン	0.03 以下	—	—		—	
22	チオベンカルブ	0.2 以下	—	—		—	
23	ベンゼン	0.1 以下	—	—		—	
24	セレン又はその化合物	0.3 以下	—	●		△	
25	1,4ジオキサン	0.5 以下	—	●		△	
26	ダイオキシン類	—	3 ng-TEQ/g 以下	—		●	
27	フェノール類	5 以下	—	△		—	
28	銅及びその化合物	3 以下	—	△		△	
29	亜鉛及びその化合物	2 以下	—	△		△	
30	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	—	△		△	
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	—	△		△	
32	クロム及びその化合物	2 以下	—	△		△	
33	ほう素及びその化合物	230 以下	—	△		△	
34	フッ素及びその化合物	15 以下	—	△		△	
35	含水率 (判定基準は、参考)	—	85 % 以下	—		○	
36	熱灼減量	—	15 % 以下	—		●	
37	水素イオン濃度 (水素指数pH)	—	—	●		—	
38	CODsed (化学的酸素要求量)	—	—	△		△	
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	—	1 % 以下	—		○	
40	磷含有量	別に定める	—	△		△	
41	窒素含有量	別に定める	—	△		△	

- 表中の●は必須項目、○は省略可能項目
 省略可能項目は、発生工程等から含まれるおそれのない項目は省略することができる。
- 表中の△の項目は、発生工程、使用原材料等から追加の分析項目として指定することがある。
- 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法とする。

分析項目・結果一覧表

(新南陽処分場 受入基準に係る分析及び管理上参考とする分析)

管理型混合廃棄物
(燃え殻、ばいじんが付着した
耐火レンガくずに限る。)

試料名 : _____
 発行年月日 : _____
 採取年月日 : _____

排出事業者名 : _____
 分析機関名 : _____

No.	項目	判定基準		管理型混合廃棄物（燃え殻、ばいじんが付着した耐火レンガくずに限る。）			
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg)	溶出試験	計量値	成分試験	計量値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	●	—	—	—
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	—	●	—	△	—
3	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	—	●	—	△	—
4	鉛又はその化合物	0.3 以下	—	●	—	△	—
5	有機りん化合物	1 以下	—	○	—	—	—
6	六価クロム化合物	1.5 以下	—	●	—	—	—
7	ひ素又はその化合物	0.3 以下	—	●	—	△	—
8	シアン化合物	1 以下	—	○	—	△	—
9	PCB	0.003 以下	—	○	—	—	—
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	—	○	—	—	—
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	—	○	—	—	—
12	ジクロロメタン	0.2 以下	—	—	—	—	—
13	四塩化炭素	0.02 以下	—	—	—	—	—
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	—	—	—	—	—
15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	—	—	—	—	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	—	—	—	—	—
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	—	—	—	—	—
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	—	—	—	—	—
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02 以下	—	—	—	—	—
20	チラウム	0.06 以下	—	—	—	—	—
21	シマジン	0.03 以下	—	—	—	—	—
22	チオベンカルブ	0.2 以下	—	—	—	—	—
23	ベンゼン	0.1 以下	—	—	—	—	—
24	セレン又はその化合物	0.3 以下	—	●	—	△	—
25	1,4ジオキサン	0.5 以下	—	●	—	△	—
26	ダイオキシン類	—	3 ng-TEQ/g 以下	—	—	●	—
27	フェノール類	5 以下	—	△	—	—	—
28	銅及びその化合物	3 以下	—	△	—	△	—
29	亜鉛及びその化合物	2 以下	—	△	—	△	—
30	鉄及びその化合物（溶解性）	10 以下	—	△	—	△	—
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	—	△	—	△	—
32	クロム及びその化合物	2 以下	—	△	—	△	—
33	ほう素及びその化合物	230 以下	—	△	—	△	—
34	フッ素及びその化合物	15 以下	—	△	—	△	—
35	含水率（判定基準は、参考）	—	85 % 以下	—	—	○	—
36	熱灼減量	—	15 % 以下	—	—	○	—
37	水素イオン濃度（水素指数pH）	—	—	●	—	—	—
38	CODsed（化学的酸素要求量）	—	—	△	—	△	—
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	—	1 % 以下	—	—	○	—
40	燐含有量	別に定める	—	△	—	△	—
41	窒素含有量	別に定める	—	△	—	△	—

- 1) 表中の●は必須項目、○は省略可能項目
 省略可能項目は、発生工程等から含まれるおそれのない項目は省略することができる。
- 2) 表中の△の項目は、発生工程、使用原材料等から追加の分析項目として指定することがある。
- 3) 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）に定める方法とする。

分析項目・結果一覧表

(新南陽処分場 受入基準に係る分析及び管理上参考とする分析)

13号廃棄物

試料名 : _____
 発行年月日 : _____
 採取年月日 : _____

排出事業者名 : _____
 分析機関名 : _____

No.	項目	判定基準		13号廃棄物	
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg)	溶出・成分試験	計量値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	個別に設定	
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	—		
3	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	—		
4	鉛又はその化合物	0.3 以下	—		
5	有機りん化合物	1 以下	—		
6	六価クロム化合物	1.5 以下	—		
7	ひ素又はその化合物	0.3 以下	—		
8	シアン化合物	1 以下	—		
9	PCB	0.003 以下	—		
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	—		
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	—		
12	ジクロロメタン	0.2 以下	—		
13	四塩化炭素	0.02 以下	—		
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	—		
15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	—		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	—		
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	—		
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	—		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	—		
20	チラウム	0.06 以下	—		
21	シマジン	0.03 以下	—		
22	チオベンカルブ	0.2 以下	—		
23	ベンゼン	0.1 以下	—		
24	セレン又はその化合物	0.3 以下	—		
25	1,4ジオキサン	0.5 以下	—		
26	ダイオキシン類	—	3 ng-TEQ/g 以下		
27	フェノール類	5 以下	—		
28	銅及びその化合物	3 以下	—		
29	亜鉛及びその化合物	2 以下	—		
30	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	—		
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	—		
32	クロム及びその化合物	2 以下	—		
33	ほう素及びその化合物	230 以下	—		
34	フッ素及びその化合物	15 以下	—		
35	含水率 (判定基準は、参考)	—	85 % 以下		
36	熱灼減量	—	15 % 以下		
37	水素イオン濃度 (水素指数pH)	—	—		
38	CODsed (化学的酸素要求量)	—	—		
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	—	1 % 以下		
40	燐含有量	別に定める	—		
41	窒素含有量	別に定める	—		

試験項目、方法、判定基準等は、個別に設定する。